

築港元町町内会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、築港元町町内会と称する。

第2条 本会は、本会内に居住する者の総意に基づき本町内発展の為、会員相互の親睦、福利の増進、防犯、防火、体育向上等の共助をなし、民主国家建設の為寄与することを目的とする。会員は目的達成に協力する。

第3条 本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 総 会

第4条 総会は、本会の最高議決機関であり規約の制定、または改正とこれに準ずる重大事項を決議し、役員の選出をする。

第5条 臨時総会は、会長が必要と認められる時と、会員の過半数の要請がある時、又役員会で臨時総会の議決があった時、会長がこれを招集する。

第6条 総会は毎年4月中に開催するが、少なくとも3日以内に全会員に通知し、急を有する場合はこの限りではない。

第7条 総会及び臨時総会は、全会員の3分の2以上の出席を要し、決議は出席者の多数とし、賛否同数の場合は議長これを決す。

第8条 議長はその都度、在籍会員の過半数の同意を得て選び、閉会にて議長権限は消滅する。

- (イ) 議長は総会を主幹する。秩序を維持し、議案を整理し会議に必要な役員を任命する。
- (ロ) 委任状出席を認める

第3章 役 員

第9条 本会に下記役員を置く。

- (1) 会長 1名 総会で選出
- (2) 副会長 1～2名 会長が選任する
- (3) 総務 1名 3役で指名し総会の同意を得る
- (4) 会計 1名 同上
- (5) 委員 若干名 各部活動員（正副） 2名
各組（正副） 2名
但し必要に応じて役員を増減することができる。
- (6) 監査役 1名 総会で選出

第10条 各役員の任期は2年とし、再選は妨げない。

但し委員の任期は1年（各組正副）とし、各組で再選された（正副）は自動的に委員となる。

第11条 会長は本会を代表し、一切の会務を処理する。

副会長は会長を補佐し、会長にやむを得ないことがあった場合は副会長が代行する。

- (1) 総務は会長の指示に基づき、庶務一般事務を行い
総会並びに必要と認められる時には、文書で報告
する義務を負う。
- (2) 会計は会長の指示に基づき会計全般を受け持ち、総会
等に報告し次期予算案を新役員会で作成提出する義務を負う。
- (3) 事業報告及び収支決算

第4章 選 举 規 定

第12条 本会には、下記の選挙規定を定める。

会長と副会長、監査役は総会で参席会員過半数の同意を得ねばならず、候補者多数の為に過半数を得られなければ上位2名による決選投票により多数得点者を当選とし、同数の場合は議長がこれを決める。

第5章 事 業

第13条 本会は、第1章2条の、目的達成のために必要と思われる全ての事業を行う。

第14条 集会所運用規定

集会所は会長の承認を得て利用することができる。
但し、発生した費用を町内会会計へ納入する。

第6章 加 入 脱 退

第15条 原則本町内に居住する者は町内会に入会することとする。

新居者はホームページの「加入フォーム」で申請する。

又は、町内会員を通じて申請する。

退会を希望する場合は、ホームページの「退会フォーム」で申告する。

又は、町内会員を通じ申告する。

脱会したものは既納会費等、会の財産に対し一切の請求権を破棄するものとする。

第7章 会計

第16条 (1) 会員は会費を納入する義務を有し各戸当たり年間
3600円也の会費と、有志の寄付金及び、地域の企業より
賛助せられる企業会費等により本会の経費に充当する。

(2) 本会の会計年度は4月1日より次年3月末日迄とする

第8章 慶弔

第17条 (1) 本会員本人（戸主）が死亡の場合は、ご香料として1件につき
金1万円を贈る。

家族の場合（同居に限る）は、ご香料として1件につき金5,000円を贈る。

返札は一切無用とする。

(2) 会員本人が入院した場合は1件

につき金5,000円也の見舞金を贈るものとする。

家族の場合（同居に限る）も、1件につき金5,000円を送るものとする。尚、返礼は一切無用とする。

(4) 祝儀<結婚、成人、義務教育機関への入学>の場合（同居に限る）は、
1件につき
金5,000円を贈る。尚、返礼は一切無用とする。

(4) 70歳以上の敬老者には、毎年お祝い2,000円を贈る。

(5) 学区及び関係ある他町内並びに本町内に後援頂いている企業についての慶弔は次の通りとする。

町内会長及び企業のオーナーの場合は・・・・・5,000円

町内副会長の場合 ・・・ 3,000 円とする。